

四日市市病院管理規程第3号

市立四日市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

四日市市病院事業管理者 一 宮 惠

市立四日市病院事業会計規程の一部を改正する規程

市立四日市病院事業会計規程（平成17年病院管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>○市立四日市病院事業会計規程 平成17年4月1日 病院管理規程第18号 改正 平成19年9月28日病院管理規程第13号 平成26年3月28日病院管理規程第7号 平成29年3月9日病院管理規程第2号 平成29年6月29日病院管理規程第3号 平成31年4月1日病院管理規程第3号 (納入通知書又は請求書の送付) 第24条 主管課長は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正したときは、直ちに納入義務者に対し納入通知書<u>又は請求書</u>を送付するものとする。ただし、口頭によって納入の通知をする場合は、この限りでない。 2 前項の場合において、納期日の定めのある収入に係る納入通知書<u>又は請求書</u>については、当該納期日の10日前までに送付するものとする。</p>	<p>○市立四日市病院事業会計規程 平成17年4月1日 病院管理規程第18号 改正 平成19年9月28日病院管理規程第13号 平成26年3月28日病院管理規程第7号 平成29年3月9日病院管理規程第2号 平成29年6月29日病院管理規程第3号 (納入通知書の送付) 第24条 主管課長は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正したときは、直ちに納入義務者に対し納入通知書を送付するものとする。ただし、口頭によって納入の通知をする場合は、この限りでない。 2 前項の場合において、納期日の定めのある収入に係る納入通知書については、当該納期日の10日前までに送付するものとする。</p>

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。